

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

警察庁が公表した平成30年の犯罪情勢によれば、全国の警察が、虐待を受けた疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもの数は8万104人となり、統計のある平成16年以降初めて8万人を超えた。通告された児童数は過去5年間で約2.8倍に増加するなど、これまで以上に児童虐待の早期発見と児童の安全確保が求められており、児童相談所及び警察等関係機関の連携体制の強化が喫緊の課題である。

これまで、国は、児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するなど、児童虐待に関する施策を講じてきたところであるが、昨年3月に発生した東京都目黒区5歳女児虐待事件及び本年1月に発生した千葉県野田市10歳女児虐待事件など、実の両親からの虐待により児童が死亡するといった凄惨な事件が後を絶たない。

このような状況の中、国は、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、2022年度までに児童福祉司を約2千人増員することや、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することなど、児童相談所と市町村の体制を強化することとしているが、今後、未来ある子どもたちの大切な命が失われる痛ましい事案が二度と繰り返されることがないように、あらゆる手段を尽くし、児童虐待の根絶に向けて取り組んでいかななくてはならない。

よって、国においては、児童虐待防止対策強化のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、児童相談所の体制を強化するとともに、複雑・困難化する児童相談の現状に対応可能な専門性の高い人材の育成・確保を図ること。
- 2 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際、児童相談所間・自治体間の情報共有を徹底するとともに、困難な児童虐待事案における児童相談所と警察間の情報共有の更なる強化を図ること。
- 3 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護を徹底すること。
- 4 児童の一時保護解除後も児童福祉司等による支援を継続しながら現状把握に努めるとともに、児童相談所・学校・教育委員会等の各関係機関において情報共有し、虐待の再発防止に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長

福島県議会議長 吉田栄光